

令和8年分年調ソフトに関する事象について

日頃より年調ソフトをご活用いただき、ありがとうございます。

当ソフトに関しまして、現在、下記のとおり、動作に影響する事象を確認しており、原因の調査及び対応を進めております。

ご利用の皆様にご迷惑をおかけしておりますこととお詫び申し上げます。

記

1 「生命保険料控除証明書の入力」画面等における挙動

次の発生条件を満たした場合において、「扶養控除等（異動）申告書」画面で「扶養親族の合計所得金額」を入力することができず、当該扶養親族の「令和8年分の所得の見積額」が年調ソフトの仕様上、0円として設定される。

それに伴い、生命保険料控除の扶養親族の判定のほか、所得金額調整控除額について正しい金額が算定されない。

(1) 発生条件

- ・ 扶養親族等の年齢が23歳未満であること
- ・ 当該扶養親族等について、「他の所得者の控除対象」を”はい”とすること
- ・ 当該扶養親族等の「令和8年分の所得の見積額」が62万円超であること

(2) 想定される影響

- ① 扶養親族を有していない（例えば、「特定親族」に該当している場合など）にもかかわらず、「所得金額調整控除申告書」画面において23歳未満の扶養親族を有する旨の控除申告書の作成が可能となっているため、所得金額調整控除額が過大となる場合がある
- ② 扶養親族を有していない（例えば、「特定親族」に該当している場合など）にもかかわらず、「保険料控除申告書」画面において、生命保険料控除における23歳未満の扶養親族を有する旨の控除申告書の作成が可能となっているため、生命保険料控除額が過大となる場合がある
- ③ 上記①、②に伴い、所得金額調整控除申告書及び保険料控除申告書（XML）の合計所得金額（見積額）が0円となる

(3) 対応方針（予定）

上記挙動を修正の上、令和8年11月中旬頃に再リリースを予定。

2 年調ソフト（Android端末）における印刷不具合

年調ソフトで入力・作成した控除申告書について「書面出力」を選択した後、順次、画面遷移していくと、画面がブラックアウトし、作成した控除申告書データ（PDF）を閲覧することができない。

(1) 対応方針（予定）

上記挙動を修正の上、令和8年11月中旬頃に再リリースを予定。

(2) 暫定対応

上記(1)の間までは、以下の方法によりPDFデータを閲覧する。

- ① 控除申告書の「出力形式の選択」において、「電子データで出力する」を選択する
- ② メーカーに作成した控除申告書データ（PDF）が連携されるため、適宜の方法で当該データを保存後、PDFを閲覧するツールでデータを確認する。

(以 上)